

各種奨学金支給の休止及び打ち切りに関する規定の整備について

1 改正理由

現行の一般奨学金、連合婦人会奨学金、播戸奨学金及び海外留学生奨学金の支給期間に関する内部規定では、奨学金支給の休止期間（又は打ち切り時期）とその原因となった事由による休学等の処分期間（又は退学等の処分時期）が大きく乖離する場合があるため、これらが可能な限り一致するように、また、休止や打ち切りの時期が明確になるように規定を改正したい。

2 改正内容

	事由	現行	改正内容
休 止 期 間	休学	<u>休学を認められた日の属する月の翌月から復学を認められた日の属する月の前月までの期間支給休止。</u>	<u>休学開始日の前日の属する月の翌月から支給休止し、復学日の前日の属する月の翌月から支給再開。</u>
	停学 (三月未満)	<u>停学の処分を受けた日の属する月の翌月から停学の期間を経過した日の属する月の前月までの期間支給を休止。</u>	<u>停学期間開始日の前日の属する月の翌月から支給休止し、復学日の前日の属する月の翌月から支給再開。</u>
	停学 (一月未満の場合)	奨学金の支給を休止する期間が一月に満たない場合は、 <u>停学の処分を受けた日の属する月の翌月は奨学金の支給を休止。</u>	停学期間が一月未満の場合は、 <u>停学期間開始日の翌月の同日（翌月の同日が存在しない場合は翌月の末日）の前日の属する月は支給休止し、支給休止する月の翌月から支給再開。</u>
打 切 時 期	停学 (期間の定めのないもの又は三月以上)・ 退学	当該事由の発生した日の属する月の翌月から打ち切る。	<u>停学期間開始日（退学日）の前日の属する月の翌月から打ち切る。</u>
	退学以外の打ち切り 事由		<u>当該事由の発生した日の前日の属する月の翌月から打ち切る。</u>